

貸出期間の延長方法について

お借りいただいている本や雑誌の貸出期間を延長するための、期間延長の方法が2016年10月より、次の通り変更となりましたのでお知らせいたします。

☒インターネットから貸出期間の延長をお受け出ようになりました

- ・ 塩尻市立図書館のホームページ(<https://www.library-shiojiri.jp/>)から、ログインしてマイページを開き、貸出状況から「貸出延長」をクリックし、返却期日を確認いただき「はい」を押してください。 ※事前にパスワードの登録が必要です。

☎電話での貸出期間の延長について

- ・ インターネットをお使いでない方は、お電話で承ります。本人確認のため、利用カードの番号、氏名、登録されている電話番号をお尋ねいたします。

申込先:塩尻市立図書館(0263-53-3365) 休館日を除く

☒カウンターでの貸出期間の延長について

- ・ 利用カードをお出しいただければ、借りている本や雑誌をお持ちいただくことなく、手続きが可能です。返却手続き後の再貸出の場合は、その場で再貸出のための処理をさせていただきます。(後ほど、ほかに借りられる本などと一緒にカウンターへお出しいただく必要はありません)

◆貸出期間について

- ・ 貸出期間内の場合・・・手続きした日から2週間
 - ・ 貸出期間が過ぎている場合・・・当初の貸出期限日から2週間
- ※貸出期間が2週間以上過ぎている場合、延長はお受けしておりません。多くの皆さまにご利用いただくため、ご理解をお願いいたします。

CD・DVDなどの視聴覚資料、塩尻市以外の図書館から取り寄せをした本、大型絵本、一度再貸出を行った本・雑誌、次に予約でお待ちの方がいる場合、そのほか特別な事情がある場合は対象になりませんのでご注意ください。

詳しくは、お電話(0263-53-3365)、またはカウンターでお気軽にお尋ねください。

塩尻市立図書館

貸出期間の延長方法について

お借りいただいている本や雑誌の貸出期間を延長するための、期間延長の方法が2016年10月より、次の通り変更となりましたのでお知らせいたします。

☒インターネットから貸出期間の延長をお受け出ようになりました

- ・ 塩尻市立図書館のホームページ(<https://www.library-shiojiri.jp/>)から、ログインしてマイページを開き、貸出状況から「貸出延長」をクリックし、返却期日を確認いただき「はい」を押してください。 ※事前にパスワードの登録が必要です。

☎電話での貸出期間の延長について

- ・ インターネットをお使いでない方は、お電話で承ります。本人確認のため、利用カードの番号、氏名、登録されている電話番号をお尋ねいたします。

申込先:塩尻市立図書館(0263-53-3365) 休館日を除く

☒カウンターでの貸出期間の延長について

- ・ 利用カードをお出しいただければ、借りている本や雑誌をお持ちいただくことなく、手続きが可能です。返却手続き後の再貸出の場合は、その場で再貸出のための処理をさせていただきます。(後ほど、ほかに借りられる本などと一緒にカウンターへお出しいただく必要はありません)

◆貸出期間について

- ・ 貸出期間内の場合・・・手続きした日から2週間
 - ・ 貸出期間が過ぎている場合・・・当初の貸出期限日から2週間
- ※貸出期間が2週間以上過ぎている場合、延長はお受けしておりません。多くの皆さまにご利用いただくため、ご理解をお願いいたします。

CD・DVDなどの視聴覚資料、塩尻市以外の図書館から取り寄せをした本、大型絵本、一度再貸出を行った本・雑誌、次に予約でお待ちの方がいる場合、そのほか特別な事情がある場合は対象になりませんのでご注意ください。

詳しくは、お電話(0263-53-3365)、またはカウンターでお気軽にお尋ねください。

塩尻市立図書館